

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月13日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第11号

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合口腔ケア事業の実施に関する規則（平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「被保険者証及び受診券の提示を求め、その資格があることを確かめた後」を「高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に定める方法で資格を確認し、受診券の提示を受けた後」へ改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。